

第1次調査

● 浸水深による判定(続き)

⇒ p2-6 1 (2) 浸水深による判定

津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されているとは言えない場合

外観目視調査により、浸水深を把握し、被害の程度を判定する

	床上1.8m以上の浸水	大規模半壊 (住家の損害割合 40%以上50%未満)
	床上1m以上1.8m未満の浸水	中規模半壊 (住家の損害割合 30%以上40%未満)
	床上0.1m以上1m未満の浸水	半壊 (住家の損害割合 20%以上30%未満)
	床上0.1m未満の浸水	準半壊 (住家の損害割合 10%以上20%未満)
	床下浸水	準半壊に至らない (一部損壊) (住家の損害割合10%未満)

※ 浸水深は玄関内、掃き出し窓等の浸水痕により測定することが考えられる。

※ スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能。

※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建ての住家において、床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上 1.8m 以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。